

第2章 圏域整備の方針

VI 圏域整備の方針

1 圏域整備の方針の役割と圏域の設定

(1) 圏域整備の方針の役割

大分県の都市は、大分固有の地形や自然条件などにより、それぞれが多様で豊かな個性ある発展を遂げてきた歴史的背景から、分散的に立地しています。

一方で、近年では、道路や空港、港湾などの交通網整備の進展などから、県民の行動圏も拡大してきており、また、県内あるいは県外とも都市間相互の依存性や連携性が強まるなど、これまで分散的に立地してきた都市も、現在は一体的な生活圏としての機能を果たしています。

さらに、今後の社会経済情勢においては、人口減少に対応した効率的で持続可能な都市づくりが求められ、これまで以上に都市間の協力や協働が重要になると考えられます。

圏域整備の方針は、都市のつながりという広域的な視点から、生物多様性に配慮のうえ、自然や都市又は地域毎の個性や魅力の維持・保全を図り、変わらぬふるさととして地域の独自性を明日へと継承していくとともに、地域の魅力づくりと効率的な都市環境整備を行っていくことで、より良い生活環境の形成と地域全体の活力の創造へと結びつけ、さらに、各都市の都市計画区域マスタープランや市町村都市計画マスタープランの共通目標や調整事項として活用されることを期待して策定するものです。

このため、次回改訂時には圏域ごとにとりまとめた都市計画区域マスタープラン（都市計画「圏域」マスタープラン）を策定することを見据えて、圏域整備の方針を策定するものです。

【圏域整備の方針の趣旨】

- 地域の独自性の維持・保全と継承
- 地域の個性と魅力の強化による活力の創出
- 便利で暮らしやすい都市生活環境の効率的な整備
- 市町村の都市づくりに対する整合性への配慮
- 生物多様性と風致・景観に配慮した自然環境の保全
- 将来的な圏域マスタープランの策定

(2) 圏域の設定

圏域の設定については、次のような視点から、新たな検討を行っています。

○地形等の自然状況

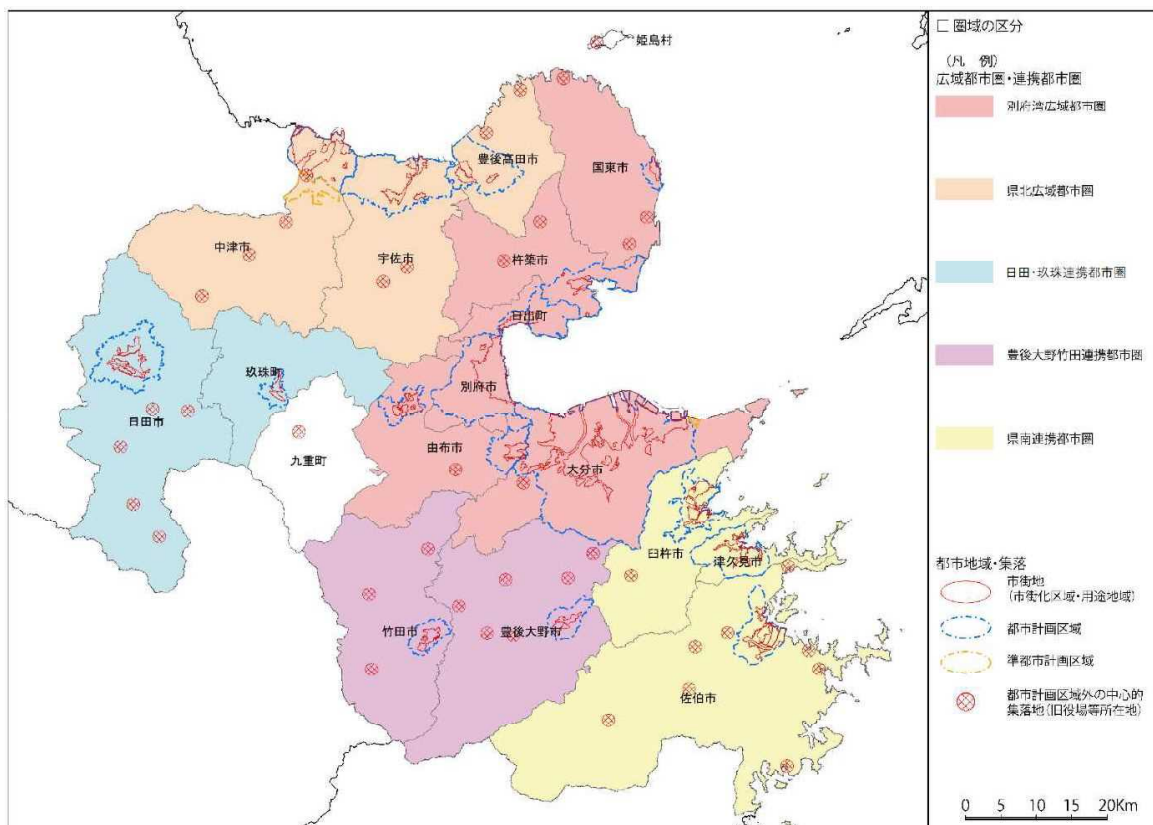
海、河川、山地、丘陵地、平地などの地形や土地利用の状況、自然のつながりの中で、現在の都市が一体的に含まれると思われる圏域となること。

○行政区域の特性

これまでの市町村の歴史的な経緯を踏まえた成り立ちや市町村合併後の行政界、広域事務の状況と整合した圏域となること。

○生活圏の特性

交通施設などの都市基盤の状況や通勤圏・通学圏など日常生活における一体的な生活圏が形成されており、その中で、拠点となる都市が存在すること。



■圏域の区分

※着色の無い町村は、現在、都市計画区域の指定がない町村です。